

議会だより



臨時号

平成21年10月5日発行

発行/佐用町議会
編集/議会広報特別委員会

〒679-5380
兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1
TEL. 0790-82-0668
FAX. 0790-82-0685

お見舞いと復興に向けて

台風9号による集中豪雨は一瞬にして18名の尊い命を奪い、2名の方が今なお行方不明の状況にあります。無念の死を遂げられた皆様のご冥福を議員一同、心からお祈り申し上げますと共に、行方不明の方が一日も早く家族のもとへ帰られる事を心から願っております。

この度の集中豪雨は、被災者の多くの方々の生活基盤を破壊し、日々の生活が立ち行かない厳しい状況にあり、一日も早く復旧しなければと考えております。

町議会においても「台風9号災害に関する調査特別委員会」を設置し、町民の皆様が、安心してふるさと佐用で暮らせるような、災害に強い町づくりに取り組んでいきたい。そして一日も早い復旧、復興ができますように、議員一同全力で頑張っていきたいと思っております。

最後になりましたが、この度の大水害発生直後から、県内外から16,000人を超えるボランティアの方々が被災地に入っただき、泥まみれになりながら献身的にお手伝いをしていただいたことは誠に有難く心から感謝申し上げます。

佐用町議会としても、ボランティアの皆様により深い敬意を表するために「台風9号災害に際しての支援に感謝する決議」を本会議で議決し、議会としての感謝の気持ちとさせていただきます。

平成21年9月17日記

佐用町議会議長 山田弘治

もくじ

台風9号災害に際しての支援に感謝する決議	2p
台風9号災害調査特別委員会を設置	2p
台風9号災害に際し、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決議	3p
平成21年8月台風9号における災害対策に関する意見書	4p

台風9号災害に際しての支援に感謝する決議

去る8月9日、佐用町を襲った台風9号による集中豪雨によって、18名の尊い命が失われ、未だ行方不明のかたが2名おられます。また、住宅被害は1,800棟を上回り、町民生活や産業活動に甚大な被害が生じました。

しかしながら、この災害に対し、自衛隊、消防、警察などによる総力を挙げた救助活動が昼夜を徹して行われ、多くの町民の命が救われました。また、給水活動やごみ収集などにも近隣市町のみならず、県内外から支援部隊を派遣していただき、被災住民の生活再建に大きな力となりました。

さらに、県内をはじめ全国各地から駆けつけていただいた延べ1万6千人を超えるボランティアの皆様からは、家屋に堆積した泥やごみの除去、床の清掃などの復旧活動に活躍していただき、多くの町民に復興に向かって立ち上げられる勇気を与えていただきました。

また、全国各地から、心のこもった激励と数多くの義援金品が寄せられ、物心両面にわたって温かい支援の手が差し伸べられたことは、被災住民にとりまして大きな励ましとなりました。

これらすべての皆様の献身的なご支援を町民は長く記憶にとどめ、語り継いでいくものと思います。

本町議会は、これら多くの方々の善意にこたえ、速やかな復旧に努力することを決意するとともに、各関係機関ならびに関係各位からのご尽力・ご支援に対しまして、町民を代表し、町議会の決議をもって、謹んで深甚なる感謝の意を表します。

以上決議します。

平成21年9月17日

佐用町議会

台風9号災害調査特別委員会を設置

9月定例議会は9月8日に開会し、会期を10月6日までの26日間と決定しました。

議会は開会冒頭に、議員発議による「台風9号災害に関する調査特別委員会」を設置することを全会一致で可決しました。

委員会は、議長を除く20人で構成し、平成21年台風9号災害に関する災害復旧と復興、災害対策と防災計画について調査するため、議会閉会中も継続して審査します。同委員会は委員長に矢内作夫議員、副委員長に吉井秀美議員を選出しました。また、同委員会は16日、台風9号における災害対策に関する国・県への意見書、決議などを協議し、17日の本会議で議決されました（2頁4ページのとおり）。

災害復興対策室の設置

専決処分の承認を求めることについて（佐用町課設置条例の一部を改正する条例）を9月8日に承認しました。

災害復興対策室の職務

- (1) 被災者生活再建支援に関すること
- (2) 住宅の復旧等に関すること
- (3) 災害義援金の募集等に関すること
- (4) 町復興本部等に関すること
- (5) 復興計画の策定等に関すること

■お問い合わせ

災害復興対策室 TEL 86・8755（上月）

TEL 82・2460（佐用）

※他の案件・一般質問等については議会だより第16号（11月5日発行予定）でお知らせします。

台風9号災害に際し、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決議

未曾有の災害となった台風9号の被災者、町民の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、町民の皆様の多大な助け合いに心から敬意を表します。

また、災害発生と共に、消防、水防、救難等困難な条件のもとで昼夜を分かたぬ緊急作業に従事された方々に深く感謝を申し上げます。

被災住民はもとより佐用町民は、災害救援ボランティア、県下、近隣の府県、市町からの救援の手により、公共財の復旧と生活・営業の再建に立ち向かう元気を取り戻しつつあります。

しかしながら、これから秋、そして厳しい冬へ向かって、被災された方は公私ともに困難な条件の中で、生活再建、営業、生産活動の復旧に取り組むことになります。

これを支援する国等の法制度は十分と言えず、さまざまな困難を伴っています。

よって、本町議会は、佐用町長に対し法令等の制度の如何にかかわらず、佐用町民及び被災者を激励支援する最大限の措置をとられるよう要望するとともに、少なくとも下記事項の実現について最大限の努力を傾注することを表明します。

記

1. 公共土木施設関係（法第2章）の局地激甚災害指定区域へ、佐用町全域の指定に最大限の努力をすること。
2. 被災者生活再建支援法の弾力的運用に最大限の努力をすること。特に、床上浸水住宅について、大規模半壊認定基準について実情にあった措置を行うこと。さらに政府に対して本法の実情にあった抜本的な改正を働きかけること。
3. 災害救助法に規定する「応急修理」等の申請期限の延長及び、災害発生下のやむを得ない事情を配慮し金銭給付を検討すること。
4. 応急仮設住宅の入居基準を実情に沿い緩和すること。
5. 法適用外となる浸水家屋等の復旧を促進激励するための方策を検討すること。
6. 住宅、自家用車、家財等の浸水被害により、災害援護資金・更生資金等の貸付け（県・市町・社会福祉協議会）について、被災者の実情に沿って迅速に処理するとともに貸付け基準を緩和すること。
7. 中小企業、農林業等の生産営業設備の復旧と災害にともなう運転資金を確保するため、公的融資の貸付け条件を緩和し、公的保証制度を充実するよう国及び関係機関に要請すること。
8. 高齢者の方々に対して税の減免軽減措置を含む制度の徹底を図ること。
9. 地域防災計画の検証・見直しを進め、緊急時には機敏に避難勧告や在宅避難を発令することができるよう、防災システムを確立すること。

平成21年9月17日

佐 用 町 議 会

平成21年8月台風9号における災害対策に関する意見書

8月9日からの台風9号により、夕方から深夜にかけて兵庫県播磨北西部・周辺地域は集中豪雨に見舞われ、佐用町で死者18名行方不明者2名の人的被害をはじめ、家屋等の全半壊、河川・道路、農地・農業用施設等の損壊や農作物の被害など甚大な被害をもたらした。

今回の台風は、豪雨により山林等土砂崩れを引き起こすとともに、佐用川・千種川の増水による堤防決壊や越流で、すさまじい勢いで住宅地・商店街や農地へ流れ込み、泥水による住宅の全壊・半壊や床上・床下浸水など、その被害は広範囲にわたっており、かつてない甚大な被害となっている。

被災地においては、自衛隊・警察・消防、国・県・市町、ボランティアの方々及び関係機関の協力を得ながら、全町を挙げて救難・救助、災害復旧に取り組んでいるが、災害の爪あとはいたる所に残っているのが現状である。

また、被災者においては、避難生活が長引くにつれ、衣食住など生活面での不安が増大していく懸念があり、町民の暮らし、営業の再開復旧の課題に直面している。

よって、国におかれては、この度の豪雨による災害について激甚災害指定されたところであるが、生活基盤の安定と早期復旧を図るため、下記事項について早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 公共土木施設関係（法第2章）の局地激甚災害指定区域に佐用町全域の指定を行い財源の確保ならびに特別交付税等財政支援措置を講じること。
2. 災害廃棄物処理対策に係る財政支援を行うこと。
3. 河川、道路、上下水道、農地、山林、農林業施設等、社会基盤の復旧措置を速やかに講じること。
4. 堤防の補強・改良を速やかに講じるとともに、佐用川を含む千種川水系の抜本的な治水対策を講じること。
5. 被災者の生活支援、地元商工業の復興、被災農林業者等への経営支援等、各分野の回復を幅広く支援すること。
6. 災害救助法に規定する「応急修理」等の申請期間の延長及び災害発生下のやむを得ない事情を考慮し、金銭給付を検討すること。また、損壊自動車にも同法を適用すること。
7. 被災者生活再建支援法の弾力的運用を行うこと。特に、認定基準の緩和を図ること。さらに、浸水家屋の復旧支援のため、支援金額の引き上げなど抜本的な法改正を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月17日

兵庫県佐用郡佐用町議会

議長 山田 弘 治

※意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、兵庫県知事に送付しました。